

セルフメディケーション税制の改正点

令和3年11月26日（金）

厚生労働省 医政局 経済課

セルフケア・セルフメディケーション推進室

阿部 雅信

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）

（所得税、個人住民税）

1. 大綱（2015年12月）の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29（2017）年1月1日から令和3（2021）年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合**において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が**1万2千円を超えるときは**、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の**総所得金額等から控除する**。

（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（注）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関（WHO）において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

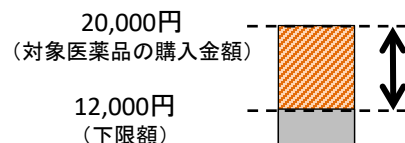
2. 制度の内容

■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

- スイッチOTC医薬品の成分数：87（令和2年5月8日時点）
 - － 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
- （注）上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない
- **セルフメディケーション税制の適用人数は平成30年分は2.6万人、令和元年分は3万人**
 - － **医療控除の適用人数は平成30年分は760万人、令和元年分は756万人**

本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



- 8,000円が課税所得から控除される
（対象医薬品の購入金額：20,000円－下限額：12,000円＝8,000円）
- 減税額
 - ・所得税：1,600円の減税効果（控除額：8,000円×所得税率：20%＝1,600円）
 - ・個人住民税：800円の減税効果（控除額：8,000円×個人住民税率：10%＝800円）

セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の延長及び見直し

(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

少子高齢化社会の中では限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。こうした観点から、セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。具体的には、いわゆるスイッチOTC成分の中でも効果の薄いものは対象外とする一方で、とりわけ効果があると考えられる薬効（3薬効程度）については、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充し、その具体的な内容等については専門的な知見も活用し決定する。あわせて、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。

2. 改正内容

	項目	概要
1	5年間の延長	○ 本税制は平成29(2017)年から令和3(2021)年末までの時限措置である。 ○ セルフメディケーションに対するインセンティブ効果の維持・強化が重要であり、また政策効果の検証を引き続き実施することが必要であることから、令和4(2022)年から更に5年間の延長(2022年～2026年)を行う。
2	税制対象医薬品の範囲拡大	○ 本税制は、「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品」としてスイッチOTC医薬品を税制対象としているが、税制のインセンティブ効果をより強化するために、以下の見直しを行う。(2022年分以後の所得税等に適用) ① 所要の経過措置(5年未満)を講じた上で、対象となるスイッチOTC医薬品から、医療費適正化効果が低いと認められるものを除外 ② 医療費適正化効果が著しく高いと認められる薬効については、対象をスイッチOTC以外にも拡大(3薬効程度) ○ 対象とする医薬品の具体的な範囲については、今後、専門的な知見を活用して決定。
3	手続きの簡素化	○ 本税制は一定の取組の実施を証明する第三者作成書類(定期健康診断の結果通知表等)の提出を求めている。 ○ 煩雑な手続きが本税制の利用を妨げているため、対面申請の場合もe-Taxと同様に第三者作成書類は手元保管とし、確定申告書を提出する際の提示は不要とする。(2022年以後の確定申告から適用) ○ e-Taxの場合も、レシート管理アプリ(スマートレシート等)との連携により医薬品名の入力を省略する等、入力手続きの簡素化を図る方策について、厚労省において引き続き検討。(非税制改正事項)

※延長・拡充による効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時に必要な措置を講じる。2

税制対象医薬品の範囲見直し

追加

- 「3薬効程度」は、国民の有訴者数が多い症状（「腰痛、関節痛、肩こり」、「風邪の諸症状」、「アレルギーの諸症状」）に対応する薬効として「**鎮痛・消炎剤**」、「**解熱鎮痛消炎剤**」、「**鎮咳去痰剤**」、「**耳鼻科用剤**」の**4薬効**とする。
- なお、当該4薬効を対象とすることで、「**鎮咳剤**」、「**総合感冒剤**」、「**抗ヒスタミン剤**」、「**その他アレルギー用薬**」についても、同様又は類似の成分を含む製品が結果として対象になるものがある。

除外

- 既に税制の対象になっているスイッチOTCのうち、①安全性の観点から慎重に取り扱うべきもの、②医療費適正化効果が低いと考えられるものとして、強心剤、ビタミンB1剤等、カルシウム剤、その他の歯科口腔用薬に属する**計4成分を対象から除外する。**
- **ただし、4年間の経過措置**を設け、**令和8年1月1日から税制の対象から除外**する。

現在の対象品目

＝スイッチOTC（約1,830品目）

3症状群に対応する薬効

- ・ 鎮痛・消炎剤
- ・ 解熱鎮痛剤
- ・ 鎮咳去痰剤
- ・ 耳鼻科用剤

上記4薬効と成分が同様又は類似

- ・ 鎮咳剤
- ・ 総合感冒剤
- ・ 抗ヒスタミン剤
- ・ その他アレルギー用薬

胃腸の諸症状

その他の症状

除外

約50品目*

- ・ 強心剤
- ・ ビタミン剤
- ・ カルシウム剤
- ・ その他の歯科口腔用薬

約870品目



追加品目

＝以下の薬効の非スイッチOTC（約1,450品目）

3症状群に対応する薬効

- ・ 鎮痛・消炎剤
- ・ 解熱鎮痛剤
- ・ 鎮咳去痰剤
- ・ 耳鼻科用剤

上記4薬効と成分が同様又は類似

- ・ 鎮咳剤
- ・ 総合感冒剤
- ・ 抗ヒスタミン剤
- ・ その他アレルギー用薬

約1,450品目

追加の対象外

（引き続きスイッチOTCのみが対象）

現行の対象品目

（約1,830品目）

＋ 追加品目

（約1,450品目）

－ 除外品目

（約50品目）

＝ 改正後の品目数

約3,230品目

3

※ 除外品目数は税制対象品目に関する製造販売業者から厚労省への届出結果。その他の品目数は令和2年7月薬事工業生産動態統計調査により、実際の対象品目数は増減する可能性がある。

(参考) 見直し対象の薬効と主な症状について

約870品目 → +約1,450品目

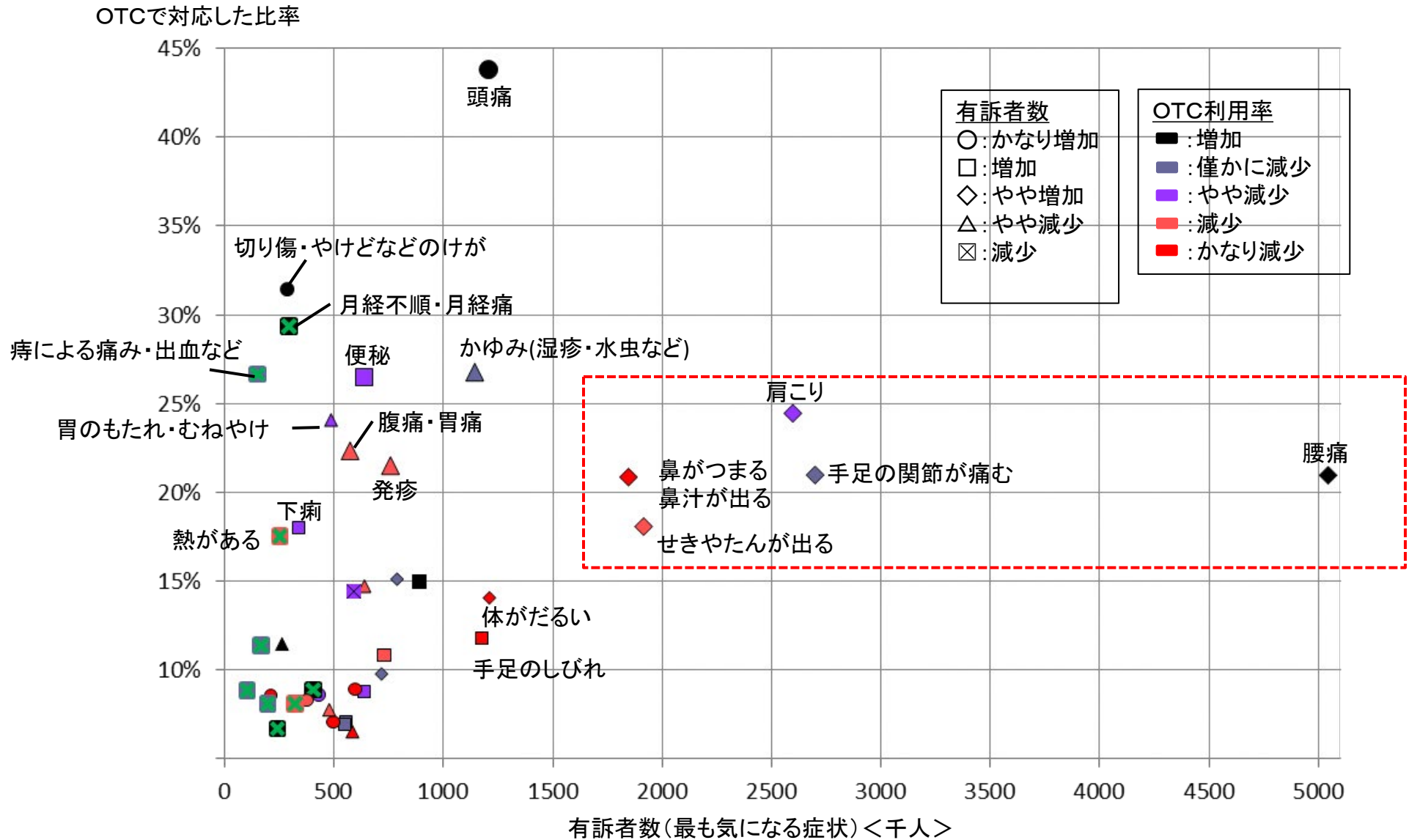
薬効番号	薬効分類名	対応する主な症状	OTC 医薬品 9,904品目	うちスイッチ OTC医薬品 1,830品目	うち非スイッチ OTC医薬品 8,074品目	括弧内は 鎮痒、収斂を 含めた品目数
264	鎮痛（、鎮痒、収斂）、消炎剤	肩こり、腰痛、筋肉痛などの神経痛等	1,235	531	265 (704)	
114	解熱鎮痛消炎剤	発熱、痛み	364	92	272	
224	鎮咳去たん剤	咳、たん、喘息	244	31	213	
132	耳鼻科用剤	蓄膿症、アレルギー性鼻炎	209	53	156	
222	鎮咳剤	咳	31	1	30	
118	総合感冒剤	かぜの諸症状	606	125	481	
441	抗ヒスタミン剤	かゆみ、くしゃみ、鼻水、鼻づまりなどアレルギー症状	39	12	27	
449	その他のアレルギー用薬	かゆみ、くしゃみ、鼻水、鼻づまりなどアレルギー症状等	24	20	4	
131	眼科用剤	疲れ目、かゆみ、結膜充血、眼瞼炎	444	31	413	
317	混合ビタミン剤（ビタミンA・D混合製剤を除く。）	眼精疲労、肩こり	351	5	346	
265	寄生性皮膚疾患用剤	水虫、たむし	277	189	88	
235	下剤、浣腸剤	便秘	241	4	237	
237	複合胃腸剤	胃部不快感、胃もたれ、消化不良、食欲不振	197	6	191	
279	その他の歯科口腔用薬	口内炎	156	9	147	
233	健胃消化剤	胃部不快感、胃もたれ、消化不良、食欲不振	145	6	139	
231	止しゃ剤、整腸剤	下痢	118	18	100	
211	強心剤	動悸、息切れ、心臓病	116	0	116	
313	ビタミンB剤（ビタミンB1剤を除く。）	肩こり、腰痛、手足のしびれ	102	6	96	
312	ビタミンB1剤	ビタミンB1の欠乏	98	2	96	
269	その他の外用薬	にきび	56	2	54	
226	含嗽剤	口腔内・喉の殺菌、虫歯	49	1	48	
234	制酸剤	胸やけ、むかつき、胃部不快感	45	6	39	
319	その他のビタミン剤	腰痛、神経痛、しびれ	37	2	35	
263	化膿性疾患用剤	細菌による皮膚感染症	36	4	32	
232	消化性潰瘍用剤	胃痛、胃もたれ、胸やけ、むかつき等	18	14	4	
239	その他の消化器官用薬	胃もたれ、吐き気、食欲不振等	17	8	9	
218	高脂血症用剤	高コレステロール	14	8	6	
799	他に分類されない治療を主目的としない医薬品	禁煙時のいらつき	11	9	2	
625	抗ウイルス剤	口唇ヘルペス	9	8	1	
124	鎮けい剤	胃痛、腹痛、胃痙攣	4	3	1	
223	去たん剤	たん、たんの絡む咳	4	4	0	
252	生殖器官用剤（性病予防剤を含む。）	膣カンジダ	4	4	0	
259	その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬	女性の頻尿、残尿感	3	1	2	
617	主としてカビに作用する抗生物質製剤	真菌性皮膚炎	1	1	0	
	上記以外（スイッチOTCが存在しない薬効）		3,985	0	3,985	

（出典）令和2年7月薬事工業生産動態統計調査

※ 統計上の数値のため、実際の対象品目数は増減する可能性がある。

※ スイッチOTC医薬品の品目数については厚生労働省が届出を受理した1,830品目としているため、各薬効分類の品目数の総計とは合致しない。

(参考)有訴者数(最も気になる症状)とOTCによる治療状況



【参考】確定申告時の手続き（書面）

[illegible]

✓ 「健康の保持増進及び疾病の予防への取組」の記載、証明書の手元保管

- ✓ スイッチOTC医薬品購入費の「支払先の名称」「医薬品の名称」「支払った金額」を記載して提出する
- ✓ 領収書については添付は求められていない

② 特定一般用医薬品等購入費の明細

- (1) 「**薬局などの支払先の名称**」欄
医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。
領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。
- (2) 「**医薬品の名称**」欄
購入した医薬品の名称を記入します。
複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。
- (3) 「**支払った金額**」欄
医薬品の購入金額を記入します。
複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。
- (4) 「**③のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額**」欄
生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

領収書の表示例	
国 税 率 局	
虎ノ門店 TEL: 03-XXXX-XXXX	
東京都千代田区麹町***	
■ 領収書 ■	
XXXX年4月1日(土) 12:00	
★セイムエス	¥1,273
ズウヤク20	¥700
ハンドソープ	¥288
★カウティ首掛率MN	¥891

小計 4点	¥3,222
合 計	¥3,222
内消費税	¥293
お 預 り	¥478
お 釣 り	¥778
★印はセルフディスカウント税対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
国税薬局	ゼイムEX、カクテイ胃腸薬MN	2,164 円	円
□□ドラッグストア	〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇	13,753	
//	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

【参考】確定申告時の手続き（e-Tax）



【参考】確定申告時の手続き（e-Tax）

医療費控除の場合は、明細書の作成に際して、

- 国税庁HP上の**医療費集計フォームの読み込み**
- 医療保険者から通知を受けた**医療費通知データ**を読み込んで入力することが可能

国税庁
令和2年分 所得税
マイナンバー
カード
確定申告書作成コーナー
ご利用ガイド
よくある質問

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

入力方法の選択（医療費控除）

入力方法の選択

☐ [入力方法の選択や医療費通知についてわからない方はこちら](#)

☐ 医療費の領収書から入力して、明細書を作成する

☒ 医療費集計フォームを読み込んで、明細書を作成する

☐ 医療費の合計額のみ入力する（別途作成した明細書を提出してください）

☐ 医療費通知（「医療費のお知らせ」など）や領収書から入力して、明細書を作成する

医療費集計フォームの読み込み

支払った医療費の内容を入力した「医療費集計フォーム」を読み込みます。
「参照」ボタンをクリックし、入力した「医療費集計フォーム」を選択し、「選択したファイルを読み込む」ボ
[「医療費集計フォーム」のダウンロード及び詳細についてはこちら](#)

（注）医療費通知（「医療費のお知らせ」など）を併用した入力はご利用いただけません。

参照... ①

前に戻る 選択したファイルを読み込む ②

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境

Copyright (c) 2021 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

国税庁
令和2年分 所得税
マイナンバー
カード
確定申告書作成コーナー
ご利用ガイド
よくある質問

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

医療費通知データ読込

健康保険組合等から受領した「医療費通知データ」を読み込みます。
読み込むことができるファイルは、拡張子が「.xml」となっているものに限ります。
最大30ファイルまで読み込むことができます。

ファイルを選択 ①

前に戻る 選択したファイルを読み込む ②

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境

Copyright (c) 2021 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

セルフメディケーション税制についての周知広報

● 厚生労働省HPのイメージ

☆ セルフメディケーション税制の要件・手続き（フローチャート）

ドラッグストアなどでセルフメディケーション税制対象医薬品を購入していますか？

※セルフメディケーション税制対象品目一覧
また、対象商品の一部は、マークでも識別できます。

**セルフメディケーション
税 控除 対象**

はい

いいえ

購入時のレシートを保存していますか。

今後、ドラッグストア等で医薬品を購入する際に、セルフメディケーション税制対象商品であるかの確認や、レシートの保存を行いましょう。世帯での年間購入額が1万2000円以上の場合、セルフメディケーション税制の利用が可能です。

※レシートを紛失した場合、店によっては再発行が可能ですので、購入した店舗にご確認ください。

はい

いいえ

購入額は世帯の合計で年間1万2000円以上ですか？

☆ セルフメディケーション税制対象品目一覧

2 セルフメディケーション税制対象品目一覧

令和3年5月7日時点

（お知らせ）

[セルフメディケーション税制対象医薬品に係るレシートの表示の誤りについて](#)

● PDF

- ▶ [対象品目一覧](#) [PDF形式：1,002KB]
- ▶ [成分名ごと品目数](#) [PDF形式：51KB]

● Excel

- [対象品目一覧](#) [XSL形式：1,002KB]
- [成分名ごと品目数](#) [XSL形式：51KB]

※ 過去の品目一覧

（令和3年4月時点） [対象品目一覧](#) [XSL形式：1,002KB]

3 事務連絡等

● Q&A（平成29年1月27日掲載）

- ▶ [PDF（平成29年9月1日時点）セルフメディケーション税制に関するQ&A](#)

※セルフメディケーション税制に関するQ&A

※確定申告の詳細については、▶ [国税庁のQ&A](#)

対象品目リスト					
No	販売名	JANコード	包装単位	発売元企業名	製剤
1	アイカフンA G	4987399031340	1 5m L	株式会社ミナカラ	錠
2	アイカフンA Gプラス	4987399031357	1 5m L	テカ製薬株式会社	錠
3	アイジーA L	4987037730284	1 5m L	奥田製薬株式会社	錠
4	アイデルバブV	4987040254210	2 5枚	ガイゲンファーマ株式会社	錠
5	I B U 鎮痛薬 E X	4987037862381	4 0錠		錠
6	I B U 鎮痛薬 E X a	4987037862466	4 0錠		錠
7	I B 鎮痛薬 F	4549509550617	6 0錠	グロー薬品工業株式会社	錠
8	アイブリーコウA L	4987067250806	1 0m L	興和株式会社	錠
9	アイリスA Gガード	4987306002463	1 0m L	大正製薬株式会社	錠
10	アイリスガードP	4987306002005	1 5m L	大正製薬株式会社	錠
11	アインA D クリーム S	4987336759962	1 5 g	小林薬品工業株式会社	錠
12	アインA D 軟膏 E X	4987336761699	1 5 g	小林薬品工業株式会社	錠
13	アインロ内軟膏 A	4987336767110	5 g		錠
14	アクチスシロップ i	4987475116985	2 8枚	株式会社大木	錠
15	アクチスシロップ i	4987475116992	7枚	株式会社大木	錠
16	アオキア	4987072049693	5 g	小林製薬株式会社	錠
17	アクチビア軟膏	4987246601337	2 g		錠
18	アクティビタミン G X ゴールド	4987336767745	9 0錠		錠
19	アクテージ S N 錠	4987123146586	4 2錠	アリナミン製薬株式会社	錠
20	アクテージ S N 錠	4987123146593	8 4錠	アリナミン製薬株式会社	錠
21	アジェンテ A G 点鼻薬	4571292676465	3 0m L		錠
22	アジェンテ A L G プラス点鼻薬	4571292679421	3 0m L		錠
23	アジェンテ点鼻薬 a	4571292674706	8 0錠		錠
24	アジェンテ点鼻薬 a	4571292679770	6 0錠		錠
25	アジェンテ点鼻薬 a	4571292679787	1 2 0錠		錠
26	アシクロビル軟膏 o	4987037671402	2 g		錠
27	アシクロビル軟膏 E X	4987037671556	2 g		錠
28	アシノン Z 胃腸内服薬	4987103047018	3 0m L x 3	-	錠
29	アシノン Z 錠	4987103046998	6錠	-	錠
30	アシノン Z 錠	4987103047001	1 2錠	-	錠
31	アスゲン F V A クリーム E X 8	4976084694601	7 g	アスゲン製薬株式会社	錠
32	アスゲン F V A 軟膏 E X 8	4976084694618	7 g	アスゲン製薬株式会社	錠
33	アスゲン点鼻薬 A G	4976084154327	1 5m L	アスゲン製薬株式会社	錠
34	アスゲン点鼻薬 A G	4976084151241	2 0m L	アスゲン製薬株式会社	錠
35	アスタシオン A L G プラス点鼻薬	4560389400083	3 0m L		錠
36	アスピリン点鼻薬 E X a <季節性アレルギー常用>	4976084150367	1 0m L	アスゲン製薬株式会社	錠

セルフケア・セルフメディケーション推進室（訓令室）の設置について

背景・要望内容

- ❑ 日頃から予防健康づくりに取り組むとともに、軽度な身体の不調は自分で手当するセルフケア・セルフメディケーションは、限りある医療資源を有効に活用しながら、健康の維持・増進を図るもの。今後、新しい生活様式に移行する中で、持続可能な医療制度を構築していく上で、益々重要になっていく。
- ❑ セルフケア・セルフメディケーションの推進に当たっては、令和3年度税制改正において延長・拡充が認められた「セルフメディケーション税制」と併せて、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、保険局など関係部局が連携し、部局横断的に取り組んでいく必要がある。
 - ・医政局：セルフメディケーション税制、上手な医療のかかり方の普及
 - ・健康局：予防・健康づくりの推進
 - ・医薬・生活衛生局：スイッチOTCの推進、健康サポート薬局やかかりつけ薬局・薬剤師の普及促進
 - ・保険局：保険者による個人への予防インセンティブの付与
- ❑ このため、厚労省におけるセルフケア・セルフメディケーションを一体的かつ継続的に推進する司令塔機能を持つ室として、「セルフケア・セルフメディケーション推進室」を医政局経済課に新設する。
 - ※「規制改革推進に関する答申」（令和2年7月2日規制改革推進会議）において「セルフメディケーションの促進策を検討するため、厚労省における部局横断的な体制構築を検討する。」【令和2年度措置】とされた。

業務内容

（1）施策パッケージ（計画や工程表）の策定と進捗管理

＜想定される項目＞

- ① 健康の保持・増進や医療のかかり方に対する国民の意識向上のための環境整備
- ② 国民・医療関係者の行動変容を促すためのインセンティブ
- ③ 薬剤師等の医療関係者による相談体制の構築
- ④ スイッチOTC化の推進など医薬品の充実

（2）広報、省外窓口

（3）個別施策（セルフメディケーション税制）の実施（周知・広報、医療費適正化効果の把握）

 令和3年4月より、医政局経済課内に、4人体制の室を立ち上げ（10月～5人体制）